平成２５年（フ）第３０号
長崎県諫早市猿崎町3768番地２、前住所長崎県諫早市飯盛町開1547番地　ピュアライフマンション101
債務者　中村　有希（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
長崎県諫早市栄田町54番４号ビューパレーM202号、前住所長崎県西海市西彼町中山郷888番地１
債務者　前田　蘭子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
山形市和合町２丁目５番34－８－102号　エイペクスアライ、住民票上の住所仙台市太白区八木山本町２丁目16番地の１　ヴィレジ松C－２
債務者　伊藤　千鶴
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３号
山形市南松原１丁目９番地５　１－102号県営住宅
債務者　藤川　則子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６０号
埼玉県朝霞市泉水３丁目３番13号　第５サンビレッジ泉水103、旧住所埼玉県朝霞市泉水３丁目３番６号　第７サンビレッジ泉水303号
債務者　栗原きよみ
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２３２号
埼玉県白岡市西２丁目11番　白岡つつじヶ丘団地３－404
債務者　大島あさ子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２３４号
埼玉県加須市道地1574番地１
債務者　大野　利夫
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１８号
千葉県君津市北子安３丁目10番33号　101
債務者　牧野　隆裕
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第４７号
岡山県倉敷市中畝６丁目７番20号
債務者　大野　　晃
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
さいたま市見沼区大字御蔵1525番地　アネックスガーデン山中E101
債務者　佐藤　晃子（旧姓新田）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
埼玉県上尾市大字上1145番地２　ヨコタハイツ丸野A－101
債務者　岩下　弘之
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
さいたま市緑区東浦和７丁目32番地14　パレマロン102
債務者　市川江梨子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
埼玉県ふじみ野市西原１丁目１番地13　グレース上福岡２号棟201
債務者　福島　一人
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１８号
さいたま市北区日進町２丁目1582番地２　ウエルス日進ハウス107号室、旧住所さいたま市西区大字指扇3363番地２　418
債務者　縫村　征勝
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９７号
埼玉県熊谷市円光２丁目２番12―105号　大塚ハイツB
債務者　堀金　智季
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１号
福岡県大牟田市大字橘1251番地１　南橘市営住宅２棟211号
債務者　宮城　芳昭
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第３号
福岡県大牟田市米生町１丁目124番地11
債務者　中村　正江（旧姓緒方）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
福岡地方裁判所大牟田支部